

<p>暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る従業員等のサービスに関する規則</p> <p>(2020年4月24日 制定) (2024年●月●日 一部改正)</p>	<p>「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る従業員等のサービスに関する規則」に関するガイドライン</p> <p>(2020年4月24日 制定) (2024年●月●日 一部改正)</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規則は、第一種会員（デリバティブ）が行う定款第3条第20項に規定する暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る業務（以下「暗号資産等関連デリバティブ取引業務」という。）に従事する役員又は従業員（以下「従業員等」という。）のサービスの基準を定めるとともに、従業員等に対する第一種会員（デリバティブ）の監督責任を明らかにし、顧客の保護と業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。</p>	
<p>(法令、規則等の遵守)</p> <p>第2条 第一種会員（デリバティブ）は、その従業員等が暗号資産等関連デリバティブ取引業務に従事するに当たっては、法その他の関係法令及び協会の規則を遵守し、公正かつ適確な業務の遂行に努めさせるものとする。</p>	
<p>(禁止される勧誘行為等)</p> <p>第3条 第一種会員（デリバティブ）は、協会が別に定める規則に従い、従業員等が次の各号に掲げる行為を行うことのないようにしなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 金融商品取引法第38条に掲げる行為（同条第4号から第6号までに掲げる行為にあつては、投資者の保護に欠け、取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして金融商品取引業に関する内閣府令で定めるものを除く。）。 (2) 顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により暗号資産等関連デリバティブ取引を行うこと。 (3) 顧客の注文を会員に通さずに、他方で当該顧客に対しては注文を会員に通したかのように装って、自らが相手方となって取引を行うこと (4) 顧客情報等により知り得た資金の額その他の事項に照らし、過大な数量の暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘を行うこと。 (5) 顧客に対し自己の計算において手数料の割引、割戻しその他これらに類似する特別の利益の提供を約束し、又はこれを実行すること。 (6) 顧客に対して融資又は保証その他これらに類似する特別の便宜を提供することを約して暗号資産等関連デリバティブ取引の勧誘をすること。 (7) 顧客に対し、明らかに委託証拠金その他の保証金となるような信用の供与を行うこと。 (8) 顧客と損益を共にすることを約して暗号資産等関連デリバティブ取引を勧誘し、又はこれを実行すること。 (9) 顧客の委託に係る暗号資産等関連デリバティブ取引について、自己若しくはその親族その他自己と特別の関係のある者の名義又は住所を使用させる行為。 (10) 顧客が本人名義以外の名義を使用していることを知りながら当該顧客から、暗号資産等関連デリバティブ取引の受託等 	

<p>を行うこと。</p> <p>(11) 顧客が反社会的勢力であることを知りながら、契約の締結をすること。ただし、暗号資産等の取引及び暗号資産等の取引市場から反社会的勢力を排除するときを除く。</p> <p>(12) 顧客から会員に交付するために預託された金銭、暗号資産等若しくは有価証券その他の財産又は会員から顧客に交付するために預託された金銭若しくは有価証券その他の財産を、特別な理由がないにもかかわらず、遅滞なく、相手方に引き渡さないこと。</p> <p>(13) 会員から顧客に交付するために預託された業務に関する書類を、特別な理由がないにもかかわらず、遅滞なく、当該顧客に交付しないこと。</p> <p>(14) 暗号資産等関連デリバティブ取引の受託等に関し、自己の計算において顧客と金銭、暗号資産等、有価証券等の貸借を行うこと。</p> <p>(15) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。</p> <p>(16) 暗号資産等関連デリバティブ取引につき、当該暗号資産等関連デリバティブ取引について顧客（信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、暗号資産等関連デリバティブ取引を行う場合にあっては、当該信託をする者を含む。以下この号、次号及び第 18 号において同じ。）に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>(17) 暗号資産等関連デリバティブ取引につき、自己又は第三者が当該暗号資産等関連デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させること。</p> <p>(18) 暗号資産等関連デリバティブ取引につき、当該暗号資産等関連デリバティブ取引について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること。</p>	
<p>(不適切行為)</p> <p>第 4 条 第一種会員（デリバティブ）は、従業員等が暗号資産等関連デリバティブ取引業務において、次の各号に掲げる行為（以下「不適切行為」という。）を行うことのないように指導及び監督しなければならない。</p> <p>(1) 顧客の注文内容について確認を行わないまま、当該注文を執行すること。</p> <p>(2) 暗号資産等の性質又は取引の条件について、顧客等を誤認させるような勧誘を行うこと。</p> <p>(3) 暗号資産等の価格、オプションの対価の額の騰貴若しくは下落、金融商品取引法第 2 条第 21 項第 2 号に掲げる取引（外国市場デリバティブのうちこれと類似の取引を含む。）若しくは同条第 22 項第 2 号に掲げる取引の約定数値若しくは現実数値の上昇若しくは低下、同条第 21 項第 4 号若しくは同条第 22 項第 5 号に掲げる取引の当該取引</p>	<p>第 4 条第 1 号関係</p> <p>従業員に注文の受付を電話や対面で行わせる場合には、利用者の注文内容を復唱して利用者に確認を求めるなどの対応を行うよう指導・教育することが必要です</p> <p>第 4 条第 2 号、第 3 号関係</p> <p>例えば、従業員等がセミナー等を通じて利用者を勧誘する場合においても、誤認勧誘が行われないように、会員は従業員を教育・指導する必要があります。なお、アフィリエイトが会員のために業として利用者の勧誘を行う場合であって、当該アフィリエイトによって誤認勧誘が行われた場合には、アフィリエイトに対する会員の監督責任が問われることがあることに留意する必要があります。</p>

<p>に係る金融指標の上昇若しくは低下若しくは金融商品の価格の騰貴若しくは下落、又は同条第 22 項第 6 号に掲げる取引の同号イ若しくはロに掲げる事由の発生の有無について、顧客を誤認させるような勧誘をすること。</p> <p>(4) 暗号資産等の取引に係る顧客等の注文の執行において、過失により事務処理を怠ること。</p>	
<p>(サービス規則の整備)</p> <p>第 5 条 第一種会員（デリバティブ）は、サービス規則として、関係法令等及び社内規則を遵守するために必要な従業員等のサービスに関する事項を定めなければならない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、前項に定めるサービス規則の内容を従業員等に周知・理解させ、同規則に従って従業員等が業務を遂行するために必要な従業員等への教育・指導に係る体制を整備しなければならない。</p>	
<p>(違反者に対する処分)</p> <p>第 6 条 第一種会員（デリバティブ）は、暗号資産等関連デリバティブ取引業務に関し、従業員等（従業員等であった者を含む。以下同じ。）に第 3 条各号に抵触する行為若しくは従業員等として遵守すべき法令等に違反する行為（以下「不都合行為」という。）又は第 4 条各号に掲げる不適切行為があったときは、当該従業員等に対し、違反の内容等に応じた適正な処分を行うものとする。</p>	
<p>(事故報告等)</p> <p>第 7 条 第一種会員（デリバティブ）は、従業員等による不都合行為があったこと又は不適切行為により顧客に損失をおよぼしたことが判明したときは、直ちに、別紙様式による事故報告書を協会に提出するものとする。ただし、第 4 条第 1 号から第 3 号に掲げる不適切行為が過失による場合及び第 4 号に掲げる不適切行為についてはこの限りではない。</p> <p>2 第一種会員（デリバティブ）は、前項の報告書により報告した事故の内容について、新たに報告すべき事項が生じたときは、改めてその事情を記載した同項の報告書を協会に提出するものとする。</p> <p>3 第一種会員（デリバティブ）は、前二項の規定により提出した報告書の内容について、協会から説明又は証拠書類等の提出を求められたときは、遅滞なく、これに応ずるものとする。</p> <p>4 協会は、関係当局等より第 1 項及び第 2 項の規定により提出した報告書の内容について報告を求められた場合は、これに協力するものとする。</p> <p>5 協会は、第 1 項及び第 2 項の規定により提出した報告書の内容に法令に違反する事実があると思料するときは、関係当局に通知することができる。</p>	
<p>附則（2020 年 4 月 24 日決議） この規則は、2020 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（2024 年●月●日決議） この規則は、2024 年●月●日から施行する。</p>	<p>附則（2020 年 4 月 24 日決議） このガイドラインは、2020 年 5 月 1 日から施行する。</p> <p>附則（2024 年●月●日決議） このガイドラインは、2024 年●月●日から施行する。</p>